



法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R6.8.1	業務変更	変更前	郵便局	817460	川内簡易郵便局	○	宮城県柴田郡川崎町川内天神前251-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	817460	川内簡易郵便局	○	宮城県柴田郡川崎町川内天神前251-1	○	○	○	×	○	○	-	
R6.8.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	857280	平岡簡易郵便局	○	山形県東田川郡庄内町平岡平岡23	○	○	○	×	○	○	-	
R6.8.5	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	977750	岩見沢大和簡易郵便局	○	北海道岩見沢市大和一条3-73	-	○	○	×	○	○	-	
R6.8.24	廃止	変更前	郵便局	851330	山形緑町一郵便局	-	山形県山形市緑町1-1-26	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.8.26	移転・改称	変更前	郵便局	743710	八幡祇園郵便局	-	福岡県北九州市八幡東区祇園3-3-5	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	743710	皿倉テラス郵便局	-	福岡県北九州市八幡東区平野3-2-51	-	○	○	○	○	○	-	
R6.8.31	契約解除	変更前	営業所	218360	神田簡易郵便局	○	愛知県北設楽郡設楽町神田宮平11-3	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.8.31	契約解除	変更前	営業所	327490	立山千寿ヶ原簡易郵便局	○	富山県中新川郡立山町芦峠寺ブナ坂11	-	○	○	×	○	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.8.31	契約解除	変更前	営業所	737030	広原簡易郵便局	○	宮崎県西諸郡高原町広原2095-4	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.8.31	契約解除	変更前	営業所	787150	鹿児島小山田簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島市小山田町6645-2	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。